

入園申込時に必要な書類一覧（令和6年度）

下表の書類を全て揃えてご提出ください。なお、No.3～6-3 までの書類（保育必要理由や保育を必要とする申立内容を示す書類）は、児童の父母および同居する65歳未満の祖父母全員分が必要となります。

No.	書類名	必要となる条件	
1	施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育園入園申込書	全員（児童 1 人につき 1 枚記載）	<input type="checkbox"/>
1-1	保育施設入園申込に係る調査票	全員（児童 1 人につき 1 枚記載）	<input type="checkbox"/>
1-2	在学証明書等（別居でも生計同一であることを示す書類）	別居だが生計同一の子がいる場合	<input type="checkbox"/>
2	子ども・子育て支援新制度における支給認定の結果通知に関する取扱いについて（確認同意書）	全員（一斉申込時のみ、児童 1 人につき 1 枚記載）	<input type="checkbox"/>
3	就労証明書 ※個人事業主（内職等含む）、個人事業の専従者・家族従業者の場合は、下記 3-1 も添付してください。ただし、個人事業主でも、勤務先で就労時間・就労実績の証明が可能な場合は、下記 3-1 の添付は不要です。	保育必要理由が「就労」の場合 ※個人事業主（内職等含む）、個人事業の専従者・家族従業者の場合もこちらの様式でご提出ください。	<input type="checkbox"/>
3-1	直近の青色申告決算書または収支内訳書の写し ※専従者・家族従業者など事業主でない方は、事業主のもの（専従者や従業員として給与支払いの記載があるもの）をご提出いただくか、事業主が発行した直近の給与所得の源泉徴収票をご提出ください。 ※事業を開始したばかり等で提出できない場合には、個人事業の開業・廃業等届出書、家内労働手帳（委託条件がわかる箇所）、出荷証明書、納品書など、直近で事業を営んでいることがわかる書類の写しをご提出ください（専従者・家族従業者の場合は事業主のものをご提出ください）。	個人事業主（内職等含む）、個人事業の専従者・家族従業者の場合	<input type="checkbox"/>
4	保育園入園・継続にかかる同意書（求職活動用）	保育必要理由が「求職活動」の場合	<input type="checkbox"/>
5	母子健康手帳（出産予定日が分かるページの写し）	保育必要理由が「妊娠出産」の場合	<input type="checkbox"/>
6	申立書 ※6-1～6-3 の申立内容を客観的に示す書類の添付をお願いします。また、保育が必要な理由を具体的に記入ください。	3・4・5 の証明書・同意書等では保育が必要な理由を示せない場合	<input type="checkbox"/>
6-1	病名・状態・「家庭保育が困難である」旨の記載がある診断書	保育必要理由が「保護者の疾病・障害」の場合	<input type="checkbox"/>
6-2	「常時看護・介護が必要」である旨の記載がある診断書 ※要介護認定通知書の写しでも可	保育必要理由が「病人の看護・介護」の場合	<input type="checkbox"/>
6-3	申立内容を客観的に示す証明書類	6-1・6-2 の書類で申立内容の証明ができない場合	<input type="checkbox"/>
7	確認書	小規模保育園申込者のみ全員	<input type="checkbox"/>
8	広域入所に係る基本事項確認書	西郷村外の保育園を希望する場合	<input type="checkbox"/>
10	認可外保育施設等利用料領収書（直近 3 か月分） ※契約したばかりで領収書が提出できない場合は契約書の写しでも可	【任意提出】認可外保育施設等を利用して就労している場合	<input type="checkbox"/>

○現在は村外居住だが西郷村に引越する予定の方が保育園の申込みをする場合は、下記の書類もご提出ください。

No.	書類名	必要となる条件	
1	転入に関する確認書 ※家屋の建築契約書・アパート等の賃貸借契約書など、引越する物件の場所（住所）・契約者が確認できる部分の写しもご提出ください。	西郷村に引越し予定で、西郷村内の保育所をお申込みされる方全員	<input type="checkbox"/>
2	転入確認書兼広域入所に係る基本事項確認書 ※家屋の建築契約書・アパート等の賃貸借契約書など、引越する物件の場所（住所）・契約者が確認できる部分の写しもご提出ください。	西郷村に引越し予定で、西郷村外の保育所をお申込みされる方全員	<input type="checkbox"/>
3	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳または特別児童扶養手当証書の写し	児童本人または同居家族（児童の父母・兄弟姉妹）で該当者がいる場合	<input type="checkbox"/>
4	児童扶養手当証書または戸籍謄本の写し	ひとり親世帯の場合	<input type="checkbox"/>

- 書類提出の際は、訂正が発生した場合のため、印鑑（スタンプ印以外のもの）をご持参ください。
- 就労証明書・診断書・在学証明書等の証明日は、一斉受付では 10 月以降のもの（9 月不可）、随時受付では申込日から 1 か月以内のものしか受付できません。